



平成 29 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社吉野家ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 河村 泰貴  
(コード番号 9861 東証一部)  
問合せ先 常務取締役グループ企画室長 松尾 俊幸  
T E L 03-5651-8771

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 11 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 60 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役及び監査役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、取締役及び監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 19 年 5 月 25 日開催の第 50 期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、当社の監査役の報酬額は年額 100 百万円以内と、それぞれご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の取締役及び監査役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

取締役及び監査役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役及び監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 33 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。

各取締役及び監査役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 27,500 株（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第 1 部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の取締役及び監査役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約（以下「譲渡制限契約」といいます。）が締結されることを条件といたします。

なお、本制度においては、取締役及び監査役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、取締役及び監査役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上